



日本における聴覚障害者の現状

厚生労働省が 5 年に 1 度行う調査によるデータでは 2006 年現在、日本の聴覚音声言語障害者（在宅 18 歳以上）、聴覚音声言語障害児（18 歳未満）の合計数は約 37 万人程度と推計されています。

ただし、現在、日本で聴覚障害と認定されるのは 70 デシベル以上の音でないと聞こえない高度難聴者からになります。

WHO では聴覚障害の認定を 40 デシベル以上と規定しており、デンマークでは 20 デシベル以上、アメリカの大部分の州などでは 30 デシベル以上の軽度難聴から聴覚障害者と認定されます。ほとんどの先進諸国で聴覚障害者として福祉の対象となる軽度難聴者が日本では認定されず、聴覚障害者の数にも含まれていません。そのため日本の基準は大変厳しいといわれています。

手話と日本語について

多くの日本のろう者にとって、母語は日本手話になります。しかし 1933 年、当時の鳩山一郎首相は口話教育（口の動きを読んで音声によってコミュニケーションする）推進を宣言しました。ろう者は母語を奪われ、聴者に合わせて生活するよう命じられたことになります。

現在では再び手話教育を行う教育機関も増え、日本手話によるコミュニケーションも盛んですが、ろう社会が 80 年近く前に喪失したアイデンティティを完全に取り戻したとはいえない現状もあります。

手話はろう者の言語ですから、聴者の言語と同様に国や地域によって違い、方言もあります。さらに、日本手話は日本語とも異なるひとつの言語です。それに対し、日本語をそのまま手話に置き換える方法に日本語対応手話があり、日本手話で話すろう者すべてが日本語対応手話を問題なく理解できるかといえばそうではない。日本語と日本手話は言語としてそれくらいの違いがあります。

日本手話を母語とするろう者にとって日本語は第二言語となるため、書記日本語（読み書き）のすべてをパーフェクトに使いこなすためには大変な努力を伴います。英語を修得した日本人であっても、英語の読み書き、文法をネイティブと同じ速度でパーフェクトにこなすのが難しいことを考えるとご理解いただきやすいと思います。

以上